



交通安全だより

令和7年
No.5
南警察署
交通第一課
☎ 552-0110

安全運転管理者の 改任・変更届について

春の人事異動により、安全運転管理者・副安全運転管理者に選任されている方や、代表者が異動となる事業所もあると思います。

安全運転管理者や事業所の代表者が変更になる場合は届出が必要となりますので、忘れずに届出をお願いします。

【手続きできる場所】 自動車の使用の本拠地(実際に車両を保管管理する事業所の所在地)を管轄する警察署

【提出期限】 変更があつてから15日以内

【必要書類】

《安全運転管理者(副安全運転管理者)が代わる場合＝改任届》



- 安全運転管理者等に関する届出書
- 職務運転経歴証明書
- 履歴書

警察署で、書類一式をお渡しています。
道警ホームページでもダウンロード可能です。

- **運転免許証の写し(表・裏面)**または住民票

※ 運転免許保有者は住民票を取らなくても、運転免許証の表面及び裏面の写しで届出をすることができます。

- 過去3年以上の記録が記載された運転記録証明書(手数料670円)

※ 運転記録証明書、住民票は発行日からおおむね3か月以内のものがが必要です。

※ 運転記録証明書申請用紙は、警察署もしくは最寄りの交番にあります。

必要事項を記載し郵便局に手数料を振り込むと後日郵送されます。

または自動車安全運転センター(中央区北2西7北海道警察本部内)にて、直接申し込んでも取得可能です(即日交付ではありません)。

《代表者が代わる・事業所名が変わる場合＝変更届》

- 安全運転管理者等に関する届出書

【受付時間】 平日の午前9時から午後4時30分までの間
(土・日・祝日は閉庁日のため受付していません。)